

平成16年度 第5回 財団法人特別区協議会
理 事 会 議 事 日 程

平成16年7月9日（金）
区政会館別館6階「62号室」

日程第1 財団法人特別区協議会の運営について

日程第2 自治会館（仮称）竣工後の建物管理運営について

財団法人特別区協議会の運営について（案）

1 協議会の現状と方向性

(1) 協議会の置かれている状況

- ア 「二団体事務事業の見直し」（平成 12 年区長会了承）により、特別区協議会の機能について、「専管の区長会事務局設置に伴い改めて公益法人の事業活動としての観点から見直し、あわせて財団法人の将来のあり方を総合的に検討する」ことが求められた。
- イ 公益法人改革(*1)や東京都による公益法人検査結果(*2)の趣旨から、広く不特定多数を対象とした公益法人本来の自主公益事業の拡充に努めていくことが求められている。また、同検査結果では事業内容の明確化等寄附行為の整備が指摘されている。（*1、*2：別添資料参照）

(2) 今後の方向性

- 「特別区の連絡調整をはかり、相提携して円滑なる自治の運営とその発展とを期する（設置目的）」ために
- ア 現行事業のより一層の効率的・効果的な運営に努める。
- イ 区民をはじめとする不特定多数の者を対象とした公益法人本来の自主公益事業の新たな展開に努める。
- ウ 運営の透明性をより一層強化するため、実施事業の明確化等寄附行為を整備する。

2 事業内容

(1) 現行事業の効率的・効果的な運営

ア 自治会館（仮称）の運営

共同処理事務のための事務室、各種会議体への会議室提供等連絡調整の場を提供し、サービスの充実に努めていく。

イ 調査研究事業

「特別区制度調査会」を中心に特別区協議会独自の調査研究事業を実施する。

ウ 情報収集提供事業

保有情報資産の「より便利で、利用しやすい」環境整備に努めていく。

エ その他

①特別区有物件災害共済事業、②自治調整資金等立替事業、③特別区自治体総合賠償責任保険事業 のより一層効率的な事業運営に努めていく。

(2) 新規事業（特別区自治情報・交流センター（仮称））（自治会館（仮称）3・4階事業）

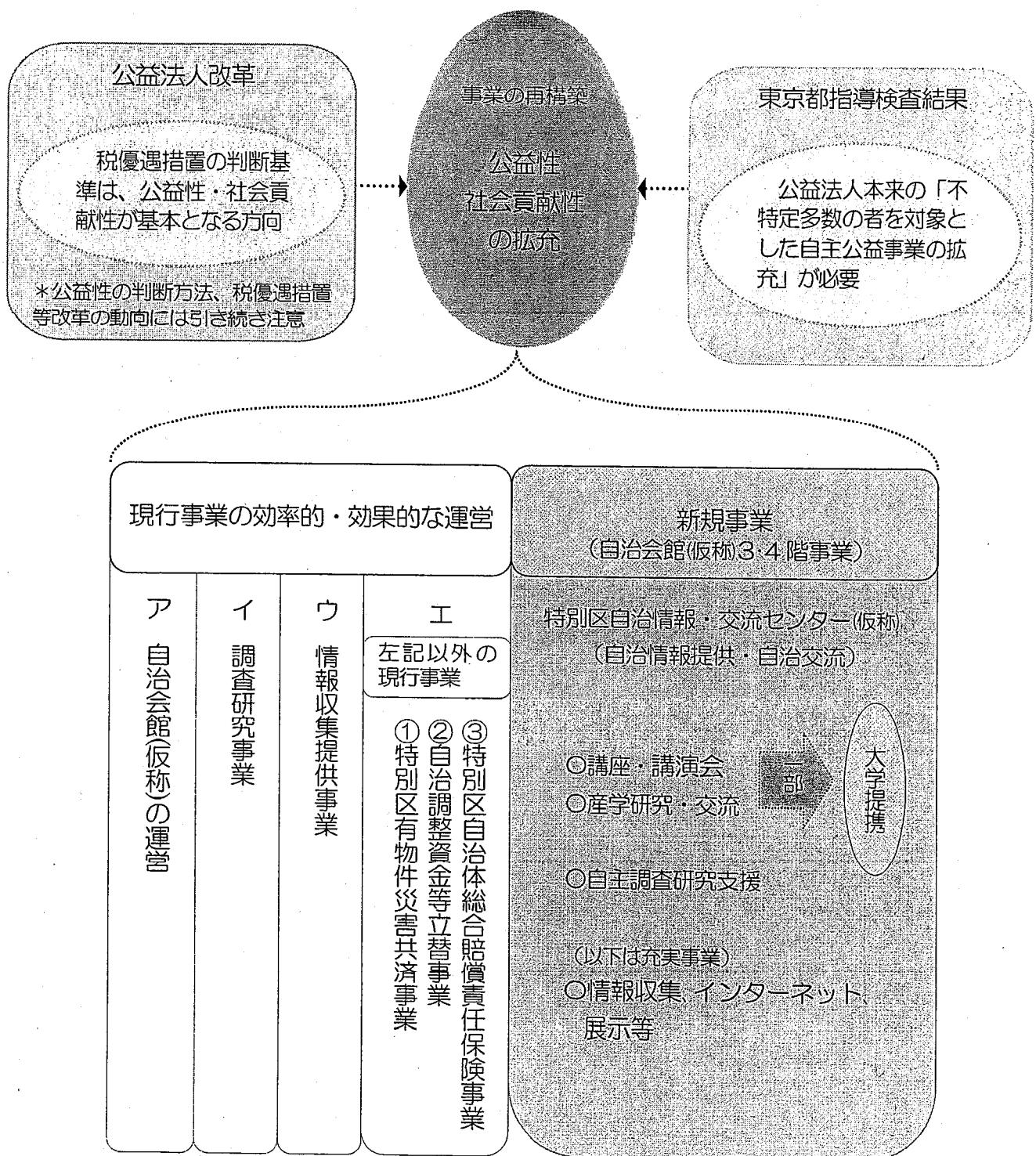
区民をはじめとする不特定多数の者を対象として、次の事業を展開する。

ア 首都大学東京（仮称）と提携したキャリアアップ、自己啓発サービス等の提供事業（講演会・講座等の開催など）を新たに展開する。

イ 特別区関連情報のレファレンス機能を充実し、保有情報を積極的に提供する。

これらを展開するにあたっては、「調査研究事業」と有機的な連携を図り、かつ効率的・効果的に実施する。

(参考：特別区協議会事業イメージ)



自治会館（仮称）3・4階の事業について（案）

＝特別区自治情報・交流センター（仮称）＝

公益法人本来の自主公益事業として、特別区民をはじめとする「不特定多数の者を対象」とした事業を展開する。

寄附行為に定める「特別区の自治の発展に資する」という基本テーマのもと、従来蓄積してきた情報資源やノウハウを活かし、特別区の自治に関する情報の提供、自治に関わる「人」及び「知」の交流の場の提供を通じて自治に対する理解を広め、特別区の自治の発展につながるよう事業を展開する。

自治情報提供フロア（4階）

特別区の自治関連情報の提供、企画展示等を様々な媒体を通じ行う。

特別区自治関連情報収集

13万冊の
塩浜所蔵資料

最新自治関連
配架資料

国・都等
他団体情報

160種類の
統計情報

特別区自治関連情報提供サービス

- 特別区自治関連情報に関する検索・相談（国・都等他団体情報含む）
- 配架・所蔵自治関連資料の検索・貸出
- 統計情報データベースの加工・ダウンロードサービス
- 調査研究成果の提供等

特別区紹介サービス

- 特別区沿革・観光・施設等を紹介する企画展示やホームページ掲載等

区民等の区政
への理解・普及

特別区職員
の啓発

自治研究の
支援

自治交流フロア（3階）

自治に関わる「人」と「知」の交流の場を提供する。

特別区に共通した課題等に係る講座・講演会の実施

調査研究
事業との
連携

特別区自治関係講座・
講演会の実施
○ 大都市問題
○ 政策法務 等

特別区職員等による
自主調査研究の支援
○ 会議室の提供
○ 成果物の印刷 等

首都大学東京（仮称）との提携による広範な講座・講演会の実施

区民のくらしを豊かにする
各種講座

- キャリアアップ講座
- 一般向け教養講座 等

産学研究・交流の場の提供
○ 中小企業向け新技術紹介 等

＜首都大学東京（仮称）との共催事業＞

協議会は場の提供（施設責任）を、
大学は事業の実施（事業責任）を分担する。

平成16年度 第7回 財団法人特別区協議会
理 事 会 議 事 日 程

平成16年10月8日（金）
区政会館別館6階「62号室」

日程第1

財団法人特別区協議会の運営について
(自治会館(仮称) 3・4階事業)

日 程 第 1
平成16年10月8日(金)
(財)特別区協議会 総務部

財団法人特別区協議会の運営について（案） (自治会館(仮称)3・4階事業)

1 これまでの経過

(1) 7月9日協議会理事会

ア 協議会の方向性

- ① 現行事業のより一層の効率的・効果的な運営に努める。
- ② 区民をはじめ不特定多数の者を対象に公益法人本来の自主公益事業の新たな展開に努める。
- ③ 運営の透明性をより一層強化するため、実施事業の明確化等寄附行為を整備する。

イ 事業内容

① 現行事業の効率的・効果的な運営

(自治会館(仮称)運営、調査研究事業、情報収集提供事業など)

② 新規事業(特別区自治情報・交流センター(仮称))(自治会館(仮称)3・4階事業) (首都大学東京(仮称)と提携した講演会・講座等の開催など)

(2) 9月27日協議会総会

- ① 自治会館(仮称)3・4階は、現行資料室保有情報を「より便利で利用しやすい」形で積極的に提供する。
- ② 首都大学東京提携の講演会・講座等事業展開の準備を進めており、進捗状況について近々の区長会、議長会に報告する。

2 現在の状況

(1) 「首都大学東京」設置認可(平成16年9月30日)

(今後、17年度初めの協定の締結に向けて、首都大学東京との事業の詳細調整に入る。)

(2) 特別区自治情報・交流センター(仮称)の事業展開

(別添「自治会館(仮称)3・4階事業について(案)」)

自治会館（仮称）3・4階の事業について（案）

平成16年10月8日 総務部

| 事 業 項 目 | 17年度事業計画 | 備 考 |
|--|--|--|
| ① 特別区自治関連情報に関する検索・相談 | アウトソーシングの導入により効率化を図る一方、区民等利用者の利便性向上のため、レファレンスサービスの充実を図る。（本センター所蔵資料の紹介に限らないサービス） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 開館時間は利用者のニーズを踏まえて検討する。（例：夜間・休日等開館の試行を行う。） ○ インターネットメールによるレファレンスサービスを検討する。 |
| ② 配架・所蔵資料の検索・閲覧・貸出・複写 | | |
| ア 特別区の自治に関する資料収集 | 23区に関するあらゆる資料の収集を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 23区に関するあらゆる情報にアクセスできる場所を目指す。 |
| イ 情報センター所蔵資料の検索・貸出予約 (資料文献提供システムニイタネットによる提供) | システム管理のアウトソーシングにより運営の効率化・安定化を図る一方、書籍データベースの充実（17年度は「目次」を導入）等により区民等利用者の検索の利便性を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 書評等のデータ導入も含め、年次計画を策定して書籍データの充実を図る。 |
| ウ 配架資料の閲覧・貸出・複写(1万冊の最新資料) | ホームページ貸出・複写予約の導入により、区民等利用者の利便性の向上を図る。 | |
| エ 貴重資料等の閲覧等対応 | 登録利用者の暗証番号管理、不正持ち出し防止装置の導入により、貴重資料の安定的な利用促進を図る。 | |
| オ 塩浜所蔵資料の閲覧・貸出・複写 (12万冊の閉架資料) | ホームページ閲覧・貸出・複写予約の導入により、区民等利用者の利便性の向上を図る。 | |
| ③ 特別区に関する統計情報データベースの加工・ダウンロードサービス (統計情報システムニイタネットによる提供) | システム管理のアウトソーシングにより運営の効率化・安定化を図る一方、PRを各種媒体を通じて行い、利用促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業全般にわたりPRを積極的に行う。 |
| ④ 自主出版等出版物の頒布・販売サービス | 区民等不特定多数の者を対象に自主出版等出版物を頒布・販売し、特別区自治への理解普及を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各区販売図書等の頒布・販売等についても検討を行う。 |
| ⑤ 特別区沿革・観光・施設等紹介企画展示 | 各区の産業展などを開催し、特別区自治への理解普及を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料だけでなく、ビジュアル的にも23区の様子を知ることができる場所を目指す。 |
| ① 特別区に共通した課題等に係る講座・講演会の実施 | 特別区制度調査会委員による講演会の実施等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員研修所との共催を含め積極的に行う。 |
| ② 特別区職員等による自主調査研究の支援 | 特別区職員等による自主研究グループ活動の場の提供（17年度は活動準備期間） | |
| ③ 首都大学東京との提携による広範な講座・講演会の実施 | 協議会のコンセプトに沿った講座等の企画・実施（オープンユニバーシティキャンパス（10箇所程度）全体で150講座程度） | |

平成 16 年度 第 13 回 財団法人特別区協議会
理 事 会 議 事 日 程 (案)

平成 17 年 3 月 16 日 (水)

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 3 号 | 財団法人特別区協議会組織規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 2 | 議案第 4 号 | 会館建設準備室の設置に関する規程を廃止する規程 |
| 日程第 3 | 議案第 5 号 | 係の設置に関する規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 4 | 議案第 6 号 | 事案決定規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 5 | 議案第 7 号 | 文書管理規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 6 | 議案第 8 号 | 財団法人特別区協議会印章規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 7 | 議案第 9 号 | 懲戒審査委員会規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 8 | 議案第 10 号 | 服務規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 9 | 議案第 11 号 | 予算事務規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 10 | 議案第 12 号 | 会計事務規程 |
| 日程第 11 | 議案第 13 号 | 固定資産規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 12 | 議案第 14 号 | 物品管理規程 |
| 日程第 13 | 議案第 15 号 | 契約事務規程 |
| 日程第 14 | 議案第 16 号 | 財団法人特別区協議会就業規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 15 | 議案第 17 号 | 大規模修繕積立預金の設置、管理及び処分に関する規程 |
| 日程第 16 | 議案第 18 号 | 敷金積立預金の設置、管理及び処分に関する規程 |
| 日程第 17 | 議案第 19 号 | 財団法人特別区協議会資金運用規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 18 | 議案第 20 号 | 特別区有物件災害共済積立預金の設置、管理及び処分に関する規程の一部を改正する規程 |
| 日程第 19 | 議案第 21 号 | 職員の雇用期間延長の承認について |
| 日程第 20 | 議案第 22 号 | 平成 17 年度財団法人特別区協議会資金の管理運用方針について |
| 日程第 21 | 議案第 23 号 | 自治会館（仮称）3・4階事業について |
| 日程第 22 | 議案第 24 号 | 首都大学東京との共同事業にかかる協定の締結について |
| 日程第 23 | 議案第 25 号 | 東京区政会館利活用検討委員会の設置について |

自治会館（仮称）3・4階事業について
(特別区自治情報・交流センター（仮称）)

自治会館（仮称）3・4階に設置する施設及び展開する事業について、寄附行為第4条第1号及び第2号の規程に基づき、以下のとおり定める。

1 施設の名称等

特別区自治情報・交流センター（平成17年6月1日一部開設）

- (1) 4階の施設＝資料閲覧コーナー、AV・PCコーナー、会議室、事務室等
- (2) 3階の施設＝教室（5室）、大会議室兼展示ホール、事務室等

* 特別区資料室（江東区塩浜、現在閉室中）は、センター開設をもって廃止し、情報資源等を引き継ぐ。

2 主な事業

(1) 主に4階で行う事業

区民をはじめとする不特定多数の人を対象に、最新の自治情報を提供するとともに、会議室を活用し、次の事業を行う。なお、夜間、土曜日の開館により利便性を高める。

ア 情報提供事業

- ① 特別区自治関連情報に関するレファレンスサービス（相談・受付）
- ② 特別区行政情報システムの運用（インターネット提供と併せ来館者向けに実施）
 - * 配架・所蔵資料の検索・閲覧・貸出（資料文献提供システム）
 - * 特別区に関する統計情報データベース加工・ダウンロードサービス（統計情報システム）
- ③ 自主出版物等出版物の頒布・販売サービス

イ 自主調査研究事業

- ① 特別区職員等による自主調査研究の支援
- ② 自主調査研究課題等にかかる講座・講演会の実施

(2) 主に3階で行う事業

区民をはじめとする不特定多数の人を対象に、講座・講演会等を実施する。

ア 自主事業

特別区共通課題等にかかる講座・講演会の実施

イ 共済事業

特別区の沿革・観光・施設等紹介企画展示

ウ 提携事業

公立大学法人首都大学東京との提携（同大学が開設する「オープンユニバーシティ」との共同事業）による広範な講座・講演会の実施

平成17年3月16日提出

提出者 財団法人特別区協議会

理事長 室橋昭

（提案理由）

自治会館（仮称）3・4階において実施する事業を決定する必要がある。

首都大学東京との共同事業にかかる協定の締結について

自治会館（仮称）3・4階「特別区自治情報・交流センター（仮称）」において、公立大学法人首都大学東京と共同で実施する講座等の事業について、下記のとおり協定を締結する。

記

共同事業協定書（案）

財団法人特別区協議会（以下「甲」という。）と公立大学法人首都大学東京（以下「乙」という。）は、甲の所有する自治会館（仮称）において、共同で実施する事業（以下「共同事業」という。）の目的等を明確にし、相提携してその円滑な執行を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本共同事業は、特別区民をはじめとする不特定多数の者に対し、特別区政への理解及び特別区民等の生活福祉の向上に資する知識、教養の普及を図り、もって地域社会の活性化、特別区の自治の発展に寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 甲と乙は、前条の目的の達成のため、共同事業者として誠意をもって協力する。

（内容）

第3条 甲と乙が、第1条の目的の達成のために実施する共同事業は、講座等とし、その内容については、甲と乙があらかじめ協議して定めることとする。

（経費負担等）

第4条 共同事業の実施にかかる経費等は、甲と乙があらかじめ協議し、双方が応分の負担をするものとする。

（協議事項）

第5条 共同事業に関し、本協定に定めのない事項その他必要が生じた場合は、甲と乙は、誠意をもって協議する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成18年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から申し出がない場合は、毎年度更新する。

本協定書は、2通作成し、記名押印の上、甲乙それぞれが1通を保有する。

平成17年4月1日

東京都千代田区九段北一丁目1番4号

財団法人特別区協議会 理事長名

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

公立大学法人首都大学東京 理事長名

平成17年3月16日提出

提出者 財団法人特別区協議会
理事長 室橋昭

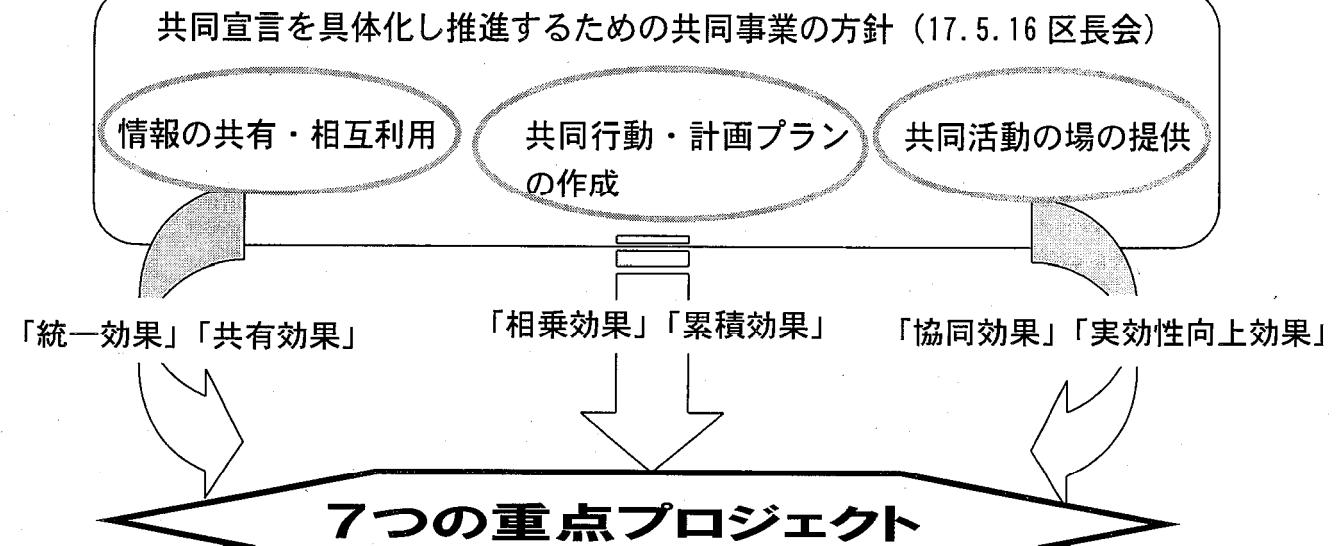
（提案理由）

自治会館（仮称）3・4階において首都大学東京と共同で実施する事業について、協定を締結する必要がある。

地球温暖化防止特別区共同事業について(案)

(地球温暖化対策連絡協議会報告書)

京都議定書発効にあたっての特別区長会共同宣言(17.2.24)



[各種情報の共有・相互利用環境の構築]

(1) 温室効果ガス排出量算定手法の標準化

- 23 区標準手法の開発による各区排出量実態の把握

(2) 施策及び諸動向情報の調査・共有

- 各区実務者連絡会の設置

(3) 情報相互利用システムの整備

- 区民等への施策や基盤情報の提供

[共同行動・事業プランの策定と実践]

(4) 区長会共同宣言に基づく普及・啓発活動の展開

- 清掃車に温暖化防止啓発パネルの貼付など

(5) 各区の地球温暖化防止施策の連携

- 各区主催の普及・啓発事業の連携

[各区横断での活動の場の提供]

(6) 多様な主体を対象とした交流や連携の場の整備・提供

- 行政・区民・事業者等の活動拠点の整備・提供など

(7) 施策・事業横断的な研究会の開設

- 区や部局をまたがる施策の連携推進

●事業のすすめ方●

助役会

(設置)

〈連絡・検討組織〉
地球温暖化対策連絡協議会

(企画立案)

〈事業運営〉
(財)特別区協議会

(財源)

東京都区市
町村振興協
会助成金

※ 今後、市区町村共同事業としていく方向で、市長会・町村会と協議・検討を進めていく。

地球温暖化防止特別区共同事業 検討報告書

—京都議定書発効にあたっての特別区長会共同宣言後の取り組み—

概要

1 特別区における地球温暖化施策の状況

全区の環境担当部を対象とした「特別区における地球温暖化対策の現状と課題に関するアンケート調査」の実施により、概ね次に示す点が明らかとなった。

- 行政内部の対策については、全区において「実行計画」が策定され、実態に応じて着実な取り組みが重ねられているが、行政外部については、普及・啓発が主なものとなっており、効率性の向上や連携を望む声が多い。施策分野としては、基礎自治体として「廃棄物」「環境意識全般」「緑化」が中心となっている。
- 今後の施策実施にあたっては、①地球温暖化をめぐる諸情報の把握・共有、②事業者（特に中小企業）や区民による自主的・具体的行動の喚起、③区同士や、行政と事業者・区民・NPO などとの連携の強化、の 3 点が課題として特筆される。
- 特別区全体での取り組みとして、温室効果ガス排出量の算定や温暖化実態の把握など、標準的な手法の作成を期待する声が多く寄せられた。また、行政の担当者による連絡会をはじめとした区間の連携を図る施策や、全区共同によるアピール効果を期待する声もあった。

2 共同事業が果たすべき役割

特別区長会共同宣言を具体化し推進するための共同事業は、①情報の共有・相互利用、②共同行動・計画プランの作成、③共同活動の場の提供、の 3 つの「基本方針」により取り組むことが了解されているが、その「意義」としては、①共同による「統一効果」「共有効果」、②共同による「相乗効果」「累積効果」、③共同による「協同効果」「実効性向上効果」の 3 点を挙げることができる。

3 平成 18 年度以降の共同事業

既述の「基本方針」と「意義」を踏まえて共同事業の 3 領域を想定し、その各々について実施すべきプロジェクト案を検討し、次に示す 7 つの重点プロジェクトを選定した。

[各種情報の共有・相互利用環境の構築]

(1) 温室効果ガス排出量算定手法の標準化

温室効果ガス排出量算定のための標準手法を開発し、同手法にもとづく温室効果ガス排出量算定を行い、各区の排出量実態を把握する。また、併せて施策評価・見直しに有用な効率的算定システムを構築し、運営を行っていく。

(2) 施策及び諸動向情報の調査・共有

各種施策情報の共有、世論動向の分析や効果的な情報発信手法の検討、新たな連携先の発掘や既存の連携関係の強化・拡大などを念頭に、地球温暖化対策を担う実務者による各区横断的な連絡会組織を設置し、その継続的運営を支援・推進していく。また、地球温暖化をめぐる最新動向に関する調査研究ならびに成果共有についても併せて支援・推進していく。

(3) 情報相互利用システムの整備

地球温暖化対策基盤情報や施策情報などの公開システムを、特別区自治情報・交流センターが既に提供している情報サービスシステムに組み込むことにより、施策立案はもとより事業者や区民、NPO などへの情報提供・活動推進など、各方面での活用に供する。

[共同行動・事業プランの策定と実践]

(4) 区長会共同宣言に基づく普及・啓発活動の展開

京都議定書発効にあたっての特別区長会共同宣言に基づく各区横断的なキャンペーン活動の企画立案・実施や普及・啓発グッズの制作・配布を行う。なお、平成 18 年度における「清掃車への地球温暖化防止啓発用ボディパネルの貼付」や「特別区共同宣言のポスター等による PR」については、既に了承されている。

(5) 各区の地球温暖化防止施策の連携（共同行動）

各区が主体となって実施している普及・啓発事業をはじめとした地球温暖化対策に関する諸事業において、対象・内容・時期などの面で、各区の独自性を活かしながら相互連携を緊密なものとする。なお、平成18年度においては、各区主催の普及・啓発事業を共同事業として連携することが、既に了承されている。

[各区横断での活動の場の提供]

(6) 多様な主体を対象とした交流や連携の場の整備・提供

行政をはじめ、事業者や区民、NPOなどを対象とした各区横断的な活動拠点を整備・提供し、必要に応じ、研究会活動などの立ち上げを支援・推進する。また、立場の異なる多様な主体間で、地球温暖化防止に向けて各区横断的な意見交換・交流がなされる場・機会の定期的な提供に努める。さらに、地球温暖化対策に関する専門的研修機会を提供し、地球温暖化対策の核となる各界各層のリーダーの養成を行うことを念頭に、大学や研究機関などと連携した講座開設などを企画していく。

(7) 施策・事業横断的な研究会等の開設

地球温暖化対策に関連する各種施策立案者による施策・事業横断的な研究会組織を設置し、その継続的運営を行うことにより、地球温暖化防止あるいは適応に向けた検討を行う。また、大学や独立行政法人などとの連携による、地球温暖化のもとでの将来的な都市像に関する調査研究や、地球温暖化防止・適応に関するフィールド実験都市としての積極的な情報発信に努める。

4 共同事業の進め方

(1) 実施・運営体制ならびに財源

共同事業の実施・運営については、特別区長会方針（平成17年5月16日）に基づき、特別区協議会の活用を図ることとし、事業運営依頼を行うとともに、可能なものは自治情報・交流センターをはじめとする既存の事業に委ねる。また、財源については東京都区市町村振興協会の助成金を充てるものとする。

なお、引き続き検討・調整が必要な事業については、平成18年度以降も地球温暖化

対策連絡協議会で対応していく。

| 重点プロジェクト | 実施方法 | |
|------------------------------|--------|---------|
| | 企画立案 | 事業運営 |
| (1) 温室効果ガス排出量算定手法の標準化 | 連絡協議会 | 特別区協議会 |
| (2) 施策及び諸動向情報の調査・共有 | 連絡協議会 | (6) を活用 |
| (3) 情報相互利用システムの整備 | 特別区協議会 | 特別区協議会 |
| (4) 区長会共同宣言に基づく普及・啓発活動の展開 | 連絡協議会 | 特別区協議会 |
| (5) 各区の地球温暖化防止施策の連携（共同行動） | 連絡協議会 | 特別区協議会 |
| (6) 多様な主体を対象とした交流や連携の場の整備・提供 | 特別区協議会 | 特別区協議会 |
| (7) 施策・事業横断的な研究会等の開設 | 特別区協議会 | 特別区協議会 |

(2) 連携の充実・強化

特別区長会共同宣言及びその後の取り組み方針のなかで、市町村との連携を図ることが示されており、今後、地球温暖化防止事業を、事業ごとに共同の形式を整理しつつ、市区町村共同事業と位置づけていく方向で、市長会・町村会との協議・検討を進めていく。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として「都道府県地球温暖化防止活動センター」が定められている。東京都においては未指定となっていることから、特別区協議会が、東京都における地球温暖化防止活動推進センターの指定を受ける方向で検討・調整を行う。

(3) 展開のスケジュール

| 重点プロジェクト | スケジュール | |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| | 平成18年度 | 平成19年度以降 |
| (1) 温室効果ガス排出量算定手法の標準化 | 準備・実施 | 継続 |
| (2) 施策及び諸動向情報の調査・共有 | 準備・実施 | 継続 |
| (3) 情報相互利用システムの整備 | 準備・予備調査 | 実施 |
| (4) 区長会共同宣言に基づく普及・啓発活動の展開 | 実施および 翌年度の検討 | 実施および 翌年度の検討 |
| (5) 各区の地球温暖化防止施策の連携（共同行動） | | |
| (6) 多様な主体を対象とした交流や連携の場の整備・提供 | 準備・実施 | 継続 |
| (7) 施策・事業横断的な研究会等の開設 | 準備・予備調査 | 実施 |